

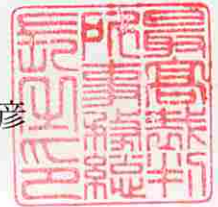
最高裁秘書第2357号

令和元年5月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付，最高裁秘書第2238号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月24日付け総務局長，民事局長，刑事局長，行政局長，家庭局長書簡（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ-15-A)

平成29年7月24日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

最高裁判所事務総局行政局長 平 田 豊

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、最高裁判所において、平成29年4月12日、裁判書の用紙の規格及び書式等（以下「書式等」という。）の標準的な設定について、別紙1のと通りの裁判官申合せがされ、5月1日から、実施されております。

下級裁判所において作成される裁判書の書式等についても、公文書として体裁を統一する必要や事務の合理化を図る観点から、統一的に運用されるのが相当と考えられます。もともと、裁判書の中には、システムを利用して書式を出力するものもあるため、現状において裁判書の書式等の全てについて統一的に運用することは、事務に支障を来す可能性があることから、そのようなおそれがない判決書について、別紙2のとおり、書式等の標準的な設定を策定しました。書式等を設定する際にはこれを参考としていただきますよう関係職員への周知をお願いいたします。

なお、別紙2の書式等の内容は、おおむね別紙1の裁判官申合せのとおりですが、これと異なる点は、下記のとおりです。

おって、管内の簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から周知してください。

敬 具

記

- 1 5項において、「文字サイズを13ポイントとし、かつ、1行の字数を34字とすることは、妨げない」旨の定めを置いた。

(趣旨)

判決書の大半は、12ポイントの文字を用いており、最高裁判所の裁判官申合せと同様、12ポイントを標準的な設定としたが、現状において、朗読の際の便宜等の理由から、13ポイントの文字を用いるものもあり、実際上の必要性に基づいていると考えられることから、13ポイントの文字を用いることも妨げないこととした(ただし、この場合は、1行の字数を34字とすることとする。)

- 2 7項に、行番号に関する設定についての定めを置いた。

(趣旨)

下級裁判所における判決書については、上訴審の判決書等において引用されることがあり、行数の特定を容易にするため行番号を付することが考えられるところ、この場合の標準的な設定について定めた。

(別紙1)

平成29年4月12日

裁判官申合せ

裁判書の用紙の規格及び書式の設定等について

当審における裁判書の用紙の規格及び書式の設定等は、次のとおりとする。

- 1 裁判書の用紙の規格は、日本工業規格のA列4番とする。ただし、図表等を作成する場合その他特に必要がある場合は、この限りでない。
- 2 裁判書の用紙は、縦長にして用いる。ただし、図表等を作成する場合その他特に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 裁判書は、左横書きとする。ただし、左横書きとすることが相当でない場合は、この限りでない。
- 4 裁判書は、左側をとじる。ただし、左横書きとしない場合は、この限りでない。
- 5 裁判書の書式の設定は、次のとおりとする。ただし、図表等を作成する場合その他特に必要がある場合は、この限りでない。

文字サイズ 12ポイント

1行の字数 37字

1頁の行数 26行

余白 上端 35mm

下端 27mm

左端 30mm

右端 20mm

- 6 裁判書には、下端の余白部分の中央に頁番号を付する。ただし、裁判書が1頁のみで構成される場合その他特に必要がある場合は、この限りでない。

附 則

この申合せは、平成29年5月1日より実施する。

(別紙2)

判決書の用紙の規格及び書式の設定等について

判決書の用紙の規格及び書式の設定等は、次のとおりとする。

- 1 判決書の用紙の規格は、日本工業規格のA列4番とする。ただし、図表等を作成する場合その他特に必要がある場合は、この限りでない。
- 2 判決書の用紙は、縦長にして用いる。ただし、図表等を作成する場合その他特に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 判決書は、左横書きとする。ただし、左横書きとすることが相当でない場合は、この限りでない。
- 4 判決書は、左側をとじる。ただし、左横書きとしない場合は、この限りでない。
- 5 判決書の書式の設定は、次のとおりとする。ただし、図表等を作成する場合その他特に必要があるときは、この限りでない。また、文字サイズを13ポイントとし、かつ、1行の字数を34字とすることは、妨げない。

文字サイズ 12ポイント

1行の字数 37字

1頁の行数 26行

余白

上端 35mm

下端 27mm

左端 30mm

右端 20mm

- 6 判決書には、下端の余白部分の中央に頁番号を付する。ただし、判決書が1頁のみで構成される場合その他特に必要がある場合は、この限りでない。
- 7 判決書の余白に行番号を付す場合、行番号に関する設定は、次のとおりとする。

行番号の増分 5

文字サイズ 7ポイント